

哲學研究

第百三號

第九卷
第十冊

山鹿素行に於ける士道論的思想の發達(承前)

加藤 仁平

六

素行自ら精細に武士道を語類の中に説く。語類の卷廿一分ちて上下二卷となす。是れ全く武士道を論せるものなり。試に之を一讀すれば痛快の文字雄壯の氣象、紙上に躍如たり。學者の最も意を用ゐて翫味すべき所なり。(註一)

と井上博士の紹介せられたのは山鹿語類中の「士道」篇にして素行子が儒教的立場から武士道を論じたといはれる所以が一目瞭然たるべく、彼の古學的色彩は茲にも極めて濃厚に色附けられてゐる。主として士の道を説いた武教小學に比して遙に雄大なものである。武士としての職業的地位的の自覺又は反省に本づく「立本」より論

を起して、所謂聖學的深みを有する「明心術」に於て特に大丈夫（註二）の修養を説き、更に威儀及び日用に及んで武教小學に説けるが如き實際的教訓を詳述してゐる。日本武士道が本篇を有するは最も誇るべきことにして、二百六十餘年を経過せる今日に於てさへも、その殆ど凡てはさながらに而も稀に見るが如き力強き意志的教訓として之を見ることが出来る。若し夫れ最も多くの頁を費しつゝある、本書中最も現代に遠き感のある一篇「詳威儀」を要點拔萃だけとすれば、他は殆ど凡てその儘にて極めて貴き男子用の修身書が出来上るでもあらう。

左にその片鱗を掲げて素行子士道論の面影を偲ぶがとしよう。

「大丈夫の志す處の氣節たる志氣を論せんとしては先つ趙溫、陳蕃、班超等の志氣を述べて、大丈夫の氣節其高尚ならん事は如此にすゝぎあげたる如くなくてはならぬと説き、許由、莊周等を引いて

聖人の道より云ば其蔽なきに非すと雖も利害において聊志を止めず、天下の利器と雖も我自適する所に不可易と氣節を立たらん處は誠に大丈夫の氣象と云べし、衣振千仞壑足濯萬里流、大丈夫不可無此氣節と云へるは如此の心にもありぬべしといひ、更に聖學より論を立て、

聖人の道より不至して一向其氣節の高尙を貴ぶ時は異端の虚無空寂を貴び世間を以て塵芥とし、天下を以て糠粃と思つて唯自適するを可也とす。故に格致する事を詳かならしむべき也

と老莊禪の異端を斥けてゐる。次に大丈夫の度量寛やかに、氣節の大なるは自然に温潤の處あつて内に徳をふくみ光をつゝんで外に圭角のあらはれざる温籍のあるべきものとして「さらに功を立、名をばこる處あらず而して更に忿勵の氣あらず、温和自發顔色、仁人君子のすがたあらはれ、物に交り人に友ふときは陽春のうらゝかにして能く物を利するが如く、吾人の所謂物に接すること虚舟の如しといふやうになければならぬといつてゐる。これをかの「武士道は死狂ひなり………氣違ひになりて死狂ひなり」とか「武勇の爲、怨靈惡鬼とならんと、大惡念を起したらば、首の落ちたる」とて死す筈にてはあらず」とかいふ鍋島藩の葉隠武士道に比すれば如何に大なる相違があるであらうか。

葉隠は教へて云ふ「武勇といふことは我は日本一と大高慢にてなければならず」と。而も我が素行子はいふ「大丈夫は一向剛操を立て、其風俗いやしかるべきに似たり、是又大丈夫の本意に非る也」と。かくて月至梧桐上、風來揚柳邊、大丈夫不可無此風流を

解して「明珠の側に在て自然に人をてらすが如き風情」とし、かの「大丈夫の養正しからず唯剛強を專にして衣服から飲食居宅の體、言語動作に至るまで専らすねこばりて、木のはしの如く取まはして大丈夫の法であると思ふ者を嘲り、眞の大丈夫の風を形容して「水精の瓶に秋水をたくはへ、白玉の盃に氷をのせたらん如く聊もかくれたる處なき風情」とした。人若し素行子の士道をも日本武士道の一項として許すならば、日本武士道こそは單なる野武士のチモスのウブな發現ではなく（註）して、そこに理性化されたる道の存在することをも看過することは出來ないであらう。而してその道たるや審美的要素の極めて豊富なものであることをも首肯するであらう。かの蠻骨稜々たる東國の鎌倉武士が優しくも風雅の道を忘れなかつたのは道念よりも美念を重んじた平安文化の餘徳であつた。彼は文質に過ぐる唐朝文化の餘流を汲んだもの、これは「内に志あれば則ち言必ず動く」古詩自然の韻叶の發現せるもの己むことを得ずして發して終に自然の文章をなすもの、又同日に論すべきではない。

上述の如く素行子の士道は儒教を利用して武士道の内容を豊富にしたといはれるものであつて、從來の日本武士道を彼の聖學の立場から見たものである。こゝに彼の聖學は武士道的色彩を帯びて意志的實行的價值を高め、こゝに彼の武士道は聖

學的根據を得て合理的に發達することが出來たのである。

右の如く士道が主として大丈夫を理想とせる士の道を説けるに反し臣道は君臣の關係を前提としたもので吾人が普通考へてゐる武士道に近いものである。素行子は臣體を論じて上下の分を詳にし、君恩の重きを思ひて其の身を委ねて君に事へ、而も君の已に厚かるべきを求めず、勤仕を思つて常に其の道を學び究めんことを教へ、更に忠佞の臣を區別し義利の間を辨じてゐる。

第二に臣職を論じてゐるがその中に殉死論を述べて特に其の弊害を説いてゐる。尙殉死の禁に就いては後年の中朝事實聖教章に於ても略説してゐる。彼の鍋島山本常朝が藩主光茂の死に會ひながら國禁嚴しくして殉死の本望を達し得ず、薙髮して北山の草庵に入り

古へ義を以て死に殉ふ事情に感じて志のせむればなり、今何ぞ是を禁じて操をくしけるや(葉隱第一卷漫草)

歎じたものとは大きな違ひである。若し夫れ葉隱全集の編者中村郁一氏に宛てたる乃木將軍の

日夕敬讀實行可心掛乍今更良師父を得たるの思ひに存候

といふ言葉を聞くならば、將軍の殉死に幾多の事情と刺戟とが錯綜してゐたのであらうが、少くとも此の點に於ては素行の影響に非ずして葉隱の趣意に近いものであるといはねばならない。

註、西博士著倫理學の根本問題、氣魄三一八頁、尙博士の論文は極めて暗示に富んだものである

第三に仕法に於ては出處去就を論じ臣節を糺し死節を教へ、二君に仕ふることを辨じ居室之慎を詳にし、尙宰相の執權、守令之職、諫諍、近臣、遠臣及び致仕を論じてゐる。その死節に於ては「委身は臣の道なれば急に臨み節に中ては身を棄、死を輕すること」を説きて「是則臣の義也」となし、「常に死を守ることをつとむるときは家を忘れ、私を顧ざるを以て本とす」といひて「常々節に死なんことを思て家を忘るゝの料簡を述べ是れを「義士の恪勤」と云つてゐる。

次に戰場は稀で、平生は常であるから「勇士平生の勵む處を以て本意とすべきことを教へ、死節を勸辨して其の善道を守る事を臣の禮であるとなし

死は太山の如しと雖も究理せずして死せん事はその死節に當るべからず、節をしらんとならばよく之を練るにあるのみ也

といつてゐる。單に君臣の關係を述べる時には君に仕ふる道の絶對を説くけれど

も、君父に就いて一方を辨せざるべからざる場合には「君の恩の輕重を詳に究めて而して後に其決斷をなすべし」といひ、父が非命を以て君に害せられた場合には子は其の君に仕ふべきの道なしとして、「既に君たるの尊あり、祿をうくるの恩あれば速に去て其家に仕官せざること古の道也」〔父子道事父母、二一〇頁〕と「古の道」を引いて述べ、而もその君がたとひ無道であつても臣として君をうらみ仇の思をなさんことは臣の道では無いと教へてゐる。

最後に元祿快擧の潜在的原動力としての素行士道論に於て吾人の求めんと欲するものはその復讐に對する一事である。臣道二、仕法五十一頁に報君讐事を説いて「勇士の死節大義也」とし、且つ其の身奉公の親疎寵祿の高下に因つて究理するところあるべきを論じてゐるが、其の方法に就いては、父子道二、事父母、二〇七頁に詳述してゐる。父の仇に就いては、あるが、君の場合にもその儘適用せらるべきであらう。曰く、

凡そ仇あるの所を知らば速にその地に至り、身をひそかにし、事をたばかつて仇の居所を詳にし、仇の平生の體、其交友、其なす業、其往來の道、用心のいたし様を詳に索り、時分を考へて押入仇を報ずるか、又途中に待居、是をうつつべき也……其用法

を細にしらざれば仇ありときくに任せて格物薄きを以て致知たらず、或は仇を見ちがへ、或は仇を遁れしめて一生の謀を一時に空しくすることあり、孝子の本意にあらず、よくねらいよく謀て其可全討の術をつくし、而後無二の鬪諍を可決也……父の仇を報はん(原文のまゝ)の假名遣(こと)を思ひ入るゝときは身を苦しめ、謀を深くし一時一刻の間と云とも其志をこゝに不置と云ふことなく、口に飲食の味を不知、心に快樂の事を不思、一向志をそめひたさずしては全く打事を不可得也。

と大石良雄がこの一篇を通讀したか否かは何等の資料が発見されてゐないから、到底斷言することの出来ない問題ではあるが、かゝる教訓について赤穂謫居中に於ても度々兵法と共に講説したものではなからうか。少くとも吾人は良雄の生涯が奇しくもこの一篇の精神を忠實に體現したものである事を認めざるを得ない。彼の葉隠に

淺野殿浪人夜討も泉岳寺にて腹切らぬが落度なり。又主を討せて敵を討つ事延々也若し其中に吉良殿病死の時は殘念千萬なり、上方衆は知恵かしこき故褒めらるゝ仕様は上手なれ共、長崎喧嘩の様に無分別する事はならぬなり。

と評したるが如きは、素行の士道論と葉隠武士道との異同を明かに示せるものにし

て、前者は孔子の聖教と孫子の兵法とを本として致知格物の至らざるなきを期し、後者は「無二無三」の突進をのみ貴んで、忠の義のと言ひ立て上げたる理屈が返す／＼もいやなりといふを主眼としてゐるからである。素行子は右引用の文に續いて、

もし世のそしりを思ひ、家の疵なりなど思はん輩は是まことの志にあらざる也世にたいし人に對して致すべきことにあらず唯天性自然の情、あだを不報して不得己にありぬべし。

といつてゐるが彼の葉隱の「何某喧嘩打返しをせぬ故、恥に成りたりに比して遙に深く復仇の道德的意義を説いたものである。素行子は「世のそしり、家の疵」といふ虚名に駆られて行ふ動作を「王道」の立場より排斥して、士道、辨義利の項にも次の如く述べてゐる。

家の爲めに身を修むると心得行はんはあやまり也、天性我身は修むべきの理あり、我身をさまりて家とゝのはすとも、少も其處に心とゞむべからず、人としては此道を修むるゆゑんの身也。外にみる處なし。

と。善の爲めの善、修養の爲めの修養を説くところこれ彼の士道論の眞髓である。

兵學方面より進んだ素行子の士道論的思想は漸次その聖學的色彩を濃厚にして

——或は逆に聖學が士道論的色彩を帯んだとも考へられよう——特異の發達を遂げ、四十四歳の語類に至つて兩者共に部分的の例外を除けば大體發達の頂點に達したと見ることが出来る。此の意味に於て四十八歳の中朝事實を待つて始めて其の地に達し得た彼の國體論的思想に比して少くとも四五年(註三)早かつたと見ることが出来る。

註一、日本古學派之哲學、九〇頁。

註二、有馬氏、日本倫理學史一〇一頁に林維山が井上河内守正利に與へたさいふ大丈夫を理想させる氣節度量襟懷溫藉についての痛快なる格言を四則あげてゐるが、その凡てが素行子の士道にあらはれてゐるのは少年時代の朱子學の師たる羅山の影響を語るものであるまいか。

註三、中朝事實の思想は四十七歳には十分熟してゐなかつたが山鹿語類の思想は四十二歳に於て立派に熟してゐた。

七

赤穂流譎の原因については先年考證して見たけれども、僅に先人の引用せるものに少しく加へたきものや、訂正したきものを發見したに過ぎないで、特に大書すべき新説も出なかつたし、頁の都合もあるから凡て省略する。山鹿誌に流譎さるゝ時の

武士道の權化とも云ふべき雄々しき態度(註一)を叙し、書一章之文以懷焉(註二)と記してその下に細く

此文乃出譎居殘筆矣予去春於高基先生之家閱此時先生懷之書追思其時讀一行而澦一淚不以耐感慨

と説明してゐる。茲に所謂譎居殘筆はいふまでもなく配所殘筆の事であつて譎居隨筆(註三)ではない。武士道の權化とも見るべき素行子の死生の間に處して從容自若たる態度は儒教的修養の極致ともいふべく、老莊禪修養(註四)の結果とも見るべく、武術を鍛練し兵學を究め武士としての修養を積んだ爲めとも云ふべきもので恐らくはその凡てを合せたものであらう。(單に聖學だけでもこゝ迄到り得たと素行子自身には考へるでもあらうが。)それと共に特に注意する價值のあるのは年齢に伴ふ生理的的心理的の發達であらう。最も根本の問題として素行子の性格に重きを置くべきは云ふまでもないが、今これを措いて見るも素行子の年齢が孟子の所謂四十而不動心の時に上つてゐたことを考へなくてはならない。彼は言ふ。

此節は人間の一大事相究五十年の事夢の覺候様に有之時分に候へ共(註五)聊心底に取みだし候事無之候、尤迷惑は仕候、此段は我等日比學問工夫のつとめと全存候

と。彼にあつては三十歳より三十五歳までは思想發展の時期にして、四十歳より五十歳までは思想確立の時期であつた。

註一、寛文六年十月三日未上刻、北條安房守より「可相尋御用之事候間早々私宅迄可被參候」との自筆の切紙を受取つたが夕食がすんでおなかつたから食事を快く認めて行水し、定めて唯事ではあるまいと考へて立ちながら遺書を認め、わざと老母方へは通知せず、宗三寺に祖先の墓を拜して馬上で房州宅へ參上した。こゝから流滴を仰せ附けられて後の殘るところなき作法に至るまで詳細は配所殘筆に見えてゐる。

註二、「若死罪に被 仰付候はゞ公儀へ壹通指上可相果是又相認命懷中候」と配所殘筆にあるもので、流滴の原因の一端を知り、素行の學風及び人格を窺ふ料にもなるものである。「此文立ながら認候て點を付命懷中候」といふのであるが、「寔に我等辭世の一句に候」といふだけに、和臭の著しいものではあるが素行子の名を辱しめない名文であると思ふ。

註三、漢文で書かれたもので國體論も少しく見えてゐる。赤穂謫居中のものに相違ない。原本を松浦邸で借覽したが相當價値のある隨筆である。尤も謫居童問等に比しては殆ど三分の一の分量に過ぎない。

註四、一年前の本誌拙稿「山鹿素行に於ける古學思想の發達」參看

註五、井上博士の引用には「ば」を「見えてなり、意味も通じ易いが、配所殘筆の原本には「共」と讀む方が穩當だらうと思はれる文字が書いてある。

謫居童問(四十七歳) 凡そ武は文と相並ぶこと天地陰陽水火仁義に同じく、時に依つて文を右とし武を左とし又武を右とし文を左とすることがあるけれども文ある時は武を用ゐ、武あるときは文を用ゐる。この二つのものは「二ツニシテ一ツ、一ニシテ二ツ、サラニ離ル、コトアラズ」(三七一頁)と治平上に於ける文武の關係を説き、天下の草業は天孫にあつて人王の最初は神武帝にして天下の靜謐は垂仁景行の朝にあつてともに「武ヲ以テ先トシ玉フコト是レ本朝ノ例也」と我が國の武國なることを述べ、武臣にして暫くでも武を忘るゝときは必ず敗亡することをいつて「前鑑可見」となし、結論として

本朝ノ俗、武ヲ先ニシテ備マフクルコトヲ本トス、況ヤ近代俗コトゴトク武威ニ化シ……………此時文ヲ右トシテ武ヲ退ケントセバ人心ノ傾覆不可疑ト可知也といつてゐる。而も「弄兵贖武」を戒めて

武ヲソナヘ武ヲ守ル人ハ更ニタケカラズ、ハグシカラズ、能鍊能備テサラニ不怠、コレ未然ノ機ヲ防ギ非常ノ事ヲ戒シム、マコトニ難易有備可謂吉トイヘル言ニ相カナヘリ

として彼の偏狹なる武斷派でないことを明かにしてゐる。

中朝事實(四十八歲) 上述の思想は愈々熟して彼は我が邦を以て武國であるとし、たけれども、其の武は常に道德的なものであつて決して残忍強暴を事とするものでなく、侵略劫奪の用に供せられるものでなければ、唯功名權勢の欲望を満足する爲めのものでもないとした。武徳章に武義の徳を詳論したる後

神代の兵武や惟れ神に惟れ聖にして而して天討なり、天兵なり。其の將帥軍伍も皆靈神なり、然も猶ほ其の道を存し、其の禮を傳へ、而も其の大事を示す。以て鑑む可き也

といひ、兵は覇主の業にして聖人の道に非ずとの或人の疑に答へて、一には陰陽五行説を以て之を説き、次には

乃ち武乃ち文は堯の徳を賛する也。聖武を以て湯を稱し、武功を以て文王を歌ひ、神武不殺を以て周易を賛し、禮樂征伐並ひ言ふは孔夫子の聖戒也

と云ふ聖人の事實を列擧して、之を證明してゐる。而して其の武の必ず正道によつて用ゐらるべきを説いて「夫れ征は不正を正す也」とし、征伐は人君の大權にして士卒を罪なくして死地に入れるものであるから軽々しく事を擧げてはならぬ。而も之を遠ざけ、之を疎んずる時は乃ち國勢日々に衰へて「天下大に弱し是れ大事たる所以

なり」といつてゐるは大いに傾聽すべきである。更に彼は「國家常に武備と文教とを以て並び行ひ」といひ「中華」(註)の武は四海の廣き宇内の區々なるも遂に之を議すべからず」といつて、兵も亦廢興存亡、全く其の人に在り」としてゐる。

(註) 四十七歳までの著述と異つて日本をさす。

武家事紀(五十二歳) 本書は假名交り文にて編述せる日本の歴史及び地理にして主として兵學に關係あるものである。全篇を別つて前集、後集、續集、別集の四部とし、前集には皇統要略と武統要略とを載せ、後集には武朝年譜と君臣正統とを載せ、續集には譜傳、小傳、戰略、古案、式目、地理、驛路、國圖を載せ、別集には武家式、年中行事、國郡制、職掌、臣禮、故實、武藝、將禮、武德を載せてゐる。これ一部でも如何に素行學の廣汎なるかが想像される。彼の著はしたる兵書としても最後の主著であり、漸次武士道的日本的の色彩を強めて來たことがわかる。尤も其の序文に當代一般の「記誦の俗學、文墨の儒腐」が遠く外國の虛文を論んじて近く本朝の事實を知らず力を作して異域の俗を學負しながら、更に吾が邦の靈妙万邦に超過するを審にせず、舌を鳴して空しく湯武の兵を談じ、聊か吾武德の要謨天地に胥參するに通せざるを「慨然として深嘆長思」してゐる。かくの如きは彼の國體論的思想を論ずるに際して更に詳説すべきでは

あるが、彼の士道論なるものがその國體論と全然離れては説明しがたいものであることがわかる。その卷第四十四に「將禮」を、第四十五に「武本」を、第五十に「臣禮」を、第五十五、六に「武藝」を、第五十七、八に「雜藝故實」を説けるが如き特に士道論に關係深きものである。吉田松陰が久保清太郎に與へた(註)手紙などによれば、總て先師赤穂謫後のもの尤も難得様に彼存候とあり、本書の如きも書目ありて現書なしの中に加へられてゐるところを見ると、吉田家が代々山鹿流の兵法家であつてすら斯くの如くであるから一般に寫本も極めて少かつたことと思ふ。殊に武家事紀といふ書物が素行子の武事紀と同書であることは明治になつてから明かになつた位であるから一般への影響は極めて微々たるものであつたに相違ない。

(註) 吉田庫三編、松陰先生遺著第十三、書牘雜輯安政三年七月五日附。

孫子諺義(五十三歲) 十八九才にして孫子諺解を編み、三十五才にして孫子句讀を作つたといふやうに弱冠の頃から孫子の註釋には幾度も苦辛してゐるので、其の研究も漸次進歩して前年の説を改めてゐる點が少からずある。同時に又先人の研究に疑義を挾んで所説を提唱してゐる點も少くない其の解釋の態度に就いても或は牽強附會を却けて

其書ヲヨクトカンタメニ不入コトニ言ヲツイヤシテ附會牽合スルハ學者ノ通弊也余往昔尤有此病(二七頁)

といひ或は言語に捉はるゝを忌んで

書ハ言外ヲ味テ推シテ其實ヲ知ニアル也(六一頁)

といつてゐる。又文士の武を解する者多く文字を超越せずして活潑々地の變機を捉へ得ざるを嘲つて、

文武異用而其情不同文士之解武書在文字之間不超文字之外兵法之變單戰之機活潑々地豈膠泥冊簡之間而論焉(卷首八頁)

といひ同じく儒人が武人の識量を度らざるを述べては

儒人不知兵法之實以己之胸臆度武人之識量斗筭之器何足算(卷首九頁)

と論じ後世の學者が古來の聖賢の道を詳にせずして兵法を疎かにすることを「甚アヤマルリ」(卷第一始計六頁)としてゐる。

卷第一始計篇の「兵者詭道也」を魏武注に「以詭詐爲道」といへるを駁して「道ノ字甚輕シ、兵ハ詭詐ノ術ナリト云ヘル意也」と解し、更に舊師北條氏長との關係を述べて

往年余兵法ヲ學ブトキ、北條氏長以此一句爲詭亦道也余亦嘗張皇其說シテ詭モ道

也、イツワリヲ行モ皆大道ニアタルト云心トス

といひ、近來に至つてその牽合附會なるを知り、詭詐モマタ道在其中ト云フベキ也」といひ、文は正武は奇で武の内にも兵事は猶以て凶器未徳にまぎれないけれども、不得已して之を用ゐる。之を用ゐるにも正あり奇あつて、兵の權詭は奇であるが直ちに奇權を以て正といつてはならぬ。「殺而イカシ、ヲサヘテアゲ、曲テ直ニイタス」道である。故に「詭而正在其中」といふのは論語に所謂「父爲子隱、子爲父隱、直在其中」と同意である。權道は常法に反して常法に同じきものである。詭詐は兵家も亦好まないところであるが「不得已」れば詭詐を用ゐる。常法に反して常法に反せず、これが其の權道である。故に詭道は獨權道と曰ふが如くで、詭詐を以て道とするのは大なる誤であるとしてゐる。又兵を用ゐることは「不得已」の理から出てゐるとして三略の所謂「夫兵者不祥之器、天道惡之、不得已而用之、是天道也」を引用して説明してゐる。不得已の三字は彼の聖學の上で重大なものであるが、その出所の少くとも一つは三略にあると思はれる。

素行子は又卷第九行軍(二三六—七頁)に於て

令素行以教其民、則民服、令不素行、以教其民、不服、令素行者、與衆相待也。

といふ孫子の本文を解して

上下ノ心相和シ上ノ心衆ト相得、コレヲ令素行ト云也。始計篇所謂道也。如此上下相和スルヲ文道ノ行ル、ト云也。平生ノ道不如此ハ軍ニノゾンデ其教不通モノ也。といひ孫子本意在令素行而已」と述べてゐる。素行の號が果して孫子のこの項に基づいたものであるか(註)將た又、中庸の「君子素其位而行」に據つたのであるかは明かでないが、孫子が彼の兵法の根源であり、同時に士道論の重大なる要素をなすものであつて、とつて以て彼の號としたと見ても決して不自然な推測ではないであらう。

(註) 水戸の稻葉源大夫則通が元文三年に書いた山鹿古先生由來記に、更に參考として時良といふ人が附記してゐる内に既にこの推測は見えてゐる。又素行を以て號としたのを素行子山鹿甚五左衛門二頁には「素行子三十八歳以後のこと」としてあるが、三十五歳の著述に明らかに用ゐられてゐるから何かの誤であらうと思ふ。

謫居十年赤穂藩士への兵學及び士道論的影響が如何に大いなるものであつたかは遍く世間に聞えてゐることである。大石内藏助良雄の祖父の弟にして新知千二百石と藩主長直の息女とを賜はつて家老職に列せられてゐた大石頼母助良重との世にも密接なる師弟關係(日記及び配所殘筆參看)及び良雄の祖父にして後年養父となる内藏助良欽との關係(註)に依つて大石良雄への直接間接の影響を想像せざるを

得ない。當時の素行子が如何に謹嚴であつたかは、配所殘筆に「病中の外雖一日朝寢不仕、不作法成體を不仕候」とあるのでも察せられる。

配所殘筆(五十四歲) 素行子の所謂聖學の筋目は身を修め人を正し世を治平せしめ、功成り名遂げるといふ儒教的理想にある。而して今日武士の門に出生し、身について五倫の交際があるから、これらの勧めは何れも武士を前提として實行しなければならぬ。其の上武門についての大小品々のわざが多く小事に於ても衣類食物屋作用具の用法まで「武士の作法」があるものである。殊更武藝の稽古、武器馬具の制法、用法がある。又大にしては天下の治平、禮樂の品、國郡の制、山林海河、田島、寺社、四民公事訴訟の仕置、政道兵法、軍法陣法、營法、城築、戰法等があつて何れも武將武士の業である。然れば武門の學問は自分ばかり修得してもこの品々にあたつてしるしがなく、功が立たなければ、聖學の筋では無い。だから右の品々について工夫思案し、舊記故實を勘へねばならぬ。されば外に工夫、默識、靜坐等をする暇はなかるべきものである。かく考へて素行子はこゝでも宋儒の持敬、靜坐や老莊禪の作法を排斥してゐる。尤も右の如くいつても限りなく多くの品々のわざを一々知り盡すといふではなく、聖學の定規鑄型をよく知り、規矩準繩に入る時には見る事よく通じ、聞く事明かにな

つていかやうのわざが來つても其の品々勘へやうが明白に知れるから事物に逢つて屈するといふことは無い。「誠に心ひろく體ゆるやか成共いふべき」である。此の學が相積む時には智惠日々に新にして徳自ら高く、仁自ら厚く、勇自ら立つて終には功も無く名もなく、無爲無玄の地に至るべきである。されば功名から入つて功名もなく、只人たるの道を盡すのみである。

(註) 日記延寶三年の條にも、三月二十七日、五月八日、七月七日に「大石内藏助到」などいふ記事を發見する。尤もこの年は良雄の十七歳の年であるから良藏助といふのは祖父良欽をさしてゐるのである。従つて吾人は内藏助良雄の名を素行子日記の何處にも發見することは出来ない。

九

兵法傳統録によれば、赦免されて後は専ら兵學を唱へて經學を廢したとあるが、日記等にあらはれてゐる事實は必ずしもそれを裏書しない。殊に「故に其著ス所多ハ兵書ナリ」とあるが如きも亦誤である。

素行子の長女の婿津輕將監高恒が寶永六年筆録した武事提要に依れば「得御高免前の通、江戸住居兵學の師として大小の諸士へ出會、或は來習、或は行教して其以後六

十四歳にして病死す」とある。流布本配所殘筆附録に載せられてゐる赦免後四年の陳情書によれば、只今者存命仕り候而罷在候迄之體に御座候といひ、兵學の弟子をとる事すら極めて臆して居たやうで、赦免以來、師を仕り並に書物他所へ取あつかひ不仕候と述べてゐるが、自筆の日記に依つて其の後の生活を見れば相當呑氣にやつてゐるやうにも思はれる。

當時既に素行子の兵學が如何に世間で重せられてゐたかは前記陳情書の中に、只今は世上に拙者名を賣候而方々兵學之師を仕り候者多く御座候由傳承り候、書物屋にも拙者作の書物之由申候而高直に方々へ賣申し候本御座候由承り候、

といつてゐるのでも察せられる。甲子夜話には貞享元甲子八月二十三日附淺野内匠頭長矩、淺野大學長好の兵學入門の誓紙を掲げて居るが現に松浦家の文庫に所藏して居るとの事である。日記貞享元年八月二十三日の條にも明かに見えてゐる。貞享元年は素行子六十三歳の年にして逝去の前年である。

10

日本思想史上に於ける「武士道の起源及び特質」については本誌に連載されてゐる

畏友高橋文學士の論文中に崔利なる觀察を含んだ忠實なる研究がある。自分は今日嚴密なる意味に於て武士道なる概念に如何なる内包を含ましむべきかに苦しむが故に、多くは素行子の用語に従つて「士道」といふ語及び「士道論」を用ゐ、武士道の概念に關しては之を別に論ずべき問題として後日に殘しておいた。従つてたとひ「武士道の權化」といつたやうな項を設けてもその「武士道」の用語は決して嚴密な用法ではなくて便宜上世俗の用語例を踏襲したに過ぎない。

前節までに述べ來つたことは、年代を追つて參考資料を列擧しなるべく漏すところなきを期したが爲めに、動もすれば論旨を岐路に迷はしめたるの嫌ひがないでもないが、之を要するに祖先の血に萌し父母の庭訓に培はれて發揮された素行子の天才は六歳より二十一歳までの熱烈なる修業に依つて兵學の蘊奥を究め、次いで専ら諸侯諸士に教授することゝなり、轉じて兵學上の著述に主力を傾倒する三十五歳の盛期となり、武敎小學に「士之道」を説くことゝなつた。かくて四十四歳に至つて完成せる語類にまで漸次發達して士の道はやがて大丈夫の道となつた。こゝに彼の士道論は殆ど頂點に達したると共に一大災厄に會し、自ら武士道の權化たるに至つたが、これより謫居十年、或は有益なる著述に或は赤穂藩士の訓陶に不朽の功績を遺す

ことゝなつたのである。

日本の武士は階級を豫想するが故に所謂武士道も亦當然その階級を背景としてゐるが他面には階級を除外して一般に人間としての道徳としても意味あるものが少くない。吾人はともすれば淨瑠璃や芝居を通して武士社會に於てのみ稀にあり得る場合のものを武士道の本質なるかの如く考へることがあるけれども、素行子の士道論の如きは武士道と呼ぶことの適否は別として大丈夫を理想とせる戦時と平時とを問はず上下古今を通じて絶大の權威を保持し得べき士道であり大丈夫道である。朝川鼎が素行子の肖像に題して

以儒者治兵故其講武仁與義並聖教也、多所新發明其論正大、其人忠誠、自是國家柱石、
不_レ止公侯干城。

といつたのも賞して未だ盡さざるを覺える。(二三、九、一二)

前號拙稿正誤

頁	行	誤	正
十二	十二	東常秀。	東常季。
十三	七	孫子語諺。	孫子諺義。
十四	四	條にて。	條には。
~~~~~			
頁	行	誤	正
十四	九	名著	著述
廿一	一	「いふ」ノ次ノ句點ヲ除ク	
廿二	四	註ヲ次ノ行ト入レ替ヘル	